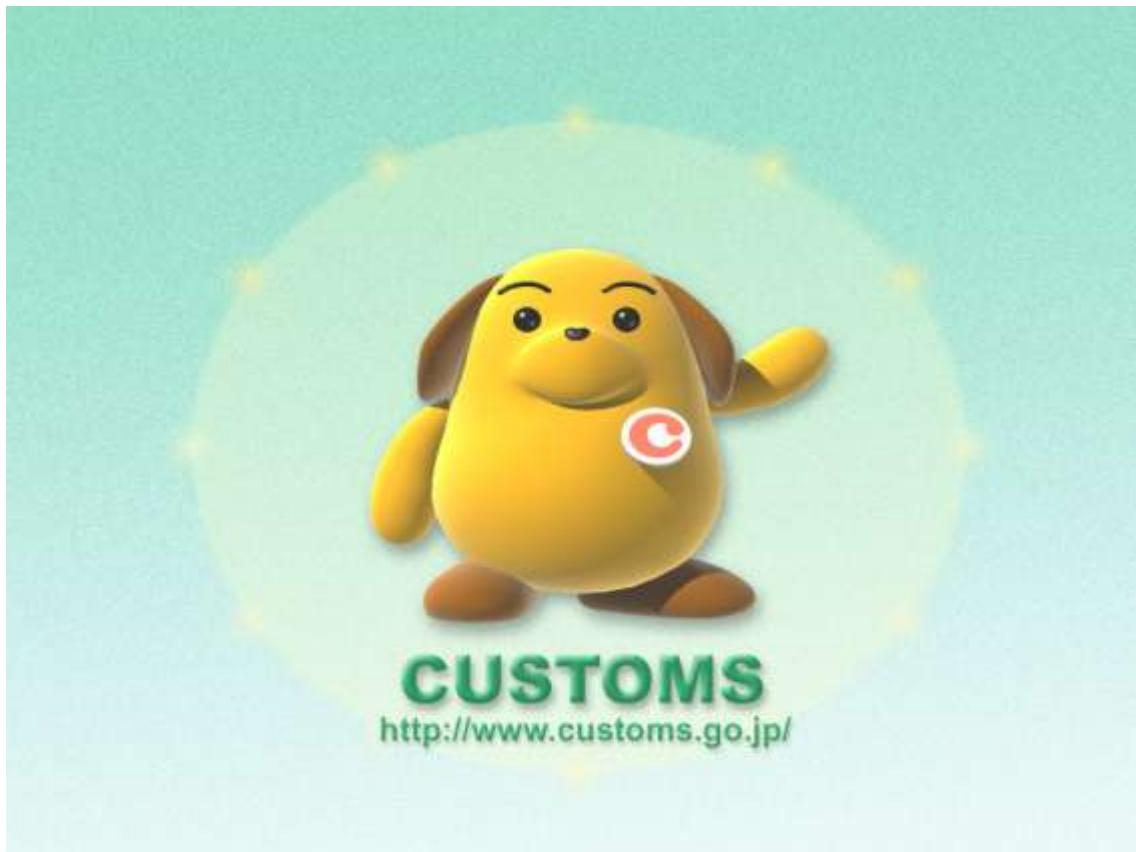




EPA原産地規則の初步

経済連携協定(EPA)を活用するために



財務省・税関

目 次

1. はじめに
2. 原産地基準
3. 原産地証明制度
4. 税関での手続き

※ 本パンフレットは、税関での適正な手続きを行っていただくために、原産地規則についての基礎的な理解を深めていただくことを目的として作成したものです。

理解しやすさの観点から、法令の用語と異なる用語を使用した部分、全てのEPAにあてはまらない部分、詳細な説明を省き、あえて簡略化した部分等がありますので、実際の手続きを進める際には、ご注意ください。ご不明な点については、最後に記載の問い合わせ先まで、照会するようお願いします。

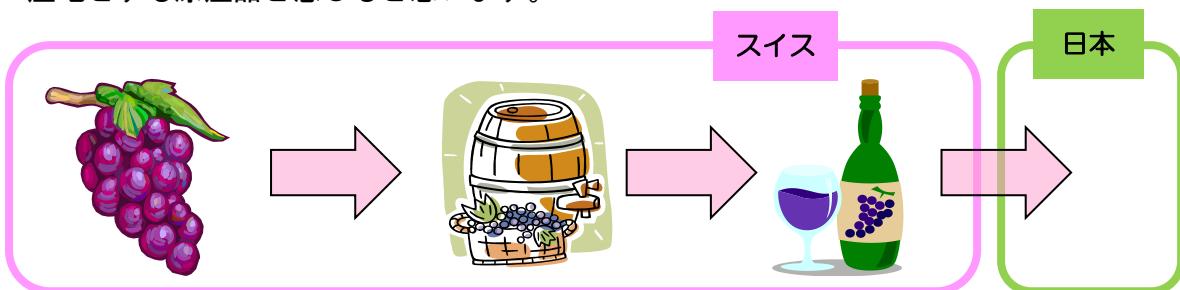
なお、意見にわたる部分は、一般的な考え方と思われるものを記載しており、財務省・税関としての公式の意見と異なる場合もあります。

1. はじめに（なぜ、原産地規則が必要か）

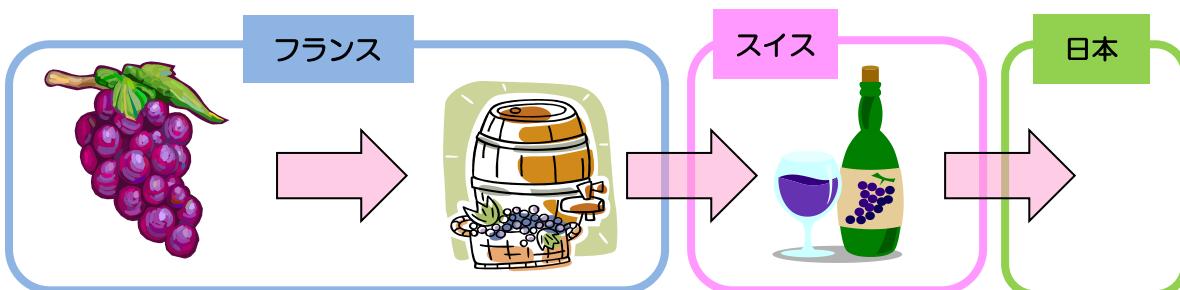
我が国は、現在13の経済連携協定（Economic Partnership Agreement ; EPA）を結んでおり、EPAの相手国からの輸入について、それぞれのEPAで決められた通常より低い関税率（EPA税率）を適用することになっています。

しかしながら、EPAを結んだ相手国から輸入されるすべての产品に、EPA税率が使えるわけではありません。相手国の原产品のみにEPA税率を適用することになっています。

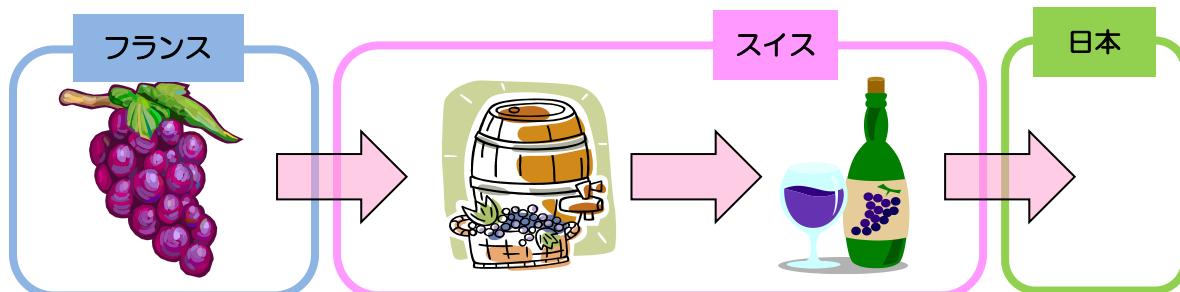
相手国の原产品とは何か、EPAの相手国であるスイスから輸入される瓶詰めされたワインの例で考えましょう。例えば、下記のように、スイスで収穫されたぶどうを、スイスで醸造して、スイスで瓶詰めしたワインは、ほとんどの人はスイスを原産地とする原产品と感じると思います。



一方、次のように、瓶詰めだけをスイスで行ったものについては、多くの人はスイスを原産地とする原产品とは感じないと思います。



では、下記の場合はどうでしょう。



ある人は、醸造を経ることでアルコール飲料のワインとなるのだから、スイスを原産地とする原产品と思うかもしれないし、またある人は、ワインは原料のぶどうの品

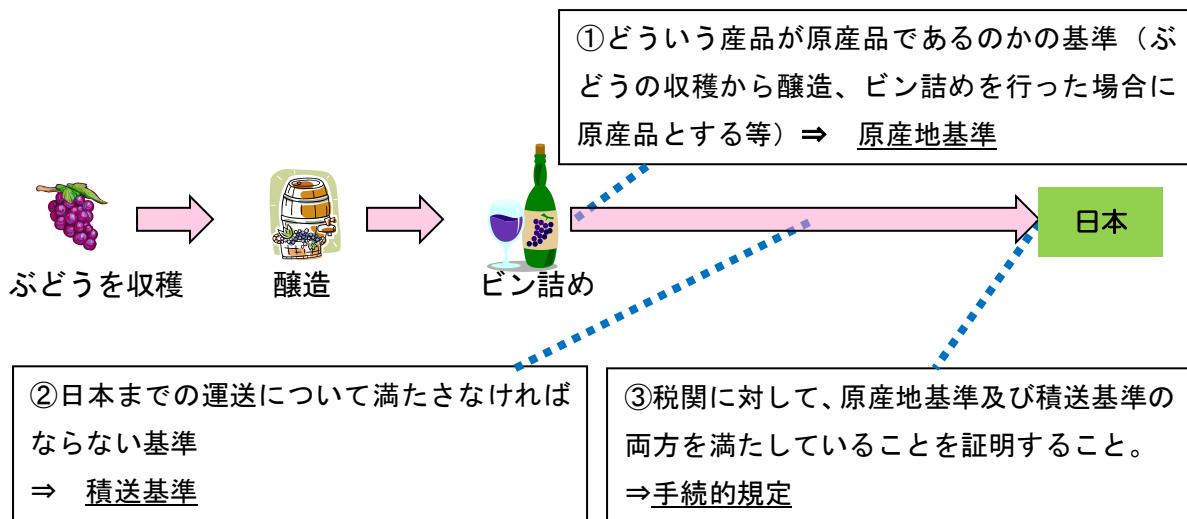
質で味が決まるので、スイスを原産地とするのは適当でないと思うかもしれません。

これらの例のようにスイスから輸入される瓶詰めワインといつてもいろいろなものがある可能性があり、EPA税率を適用する原産品である瓶詰めワインとは、上記のどれを言うのか、相手国との間ではっきりさせておく必要があることになります。**どのような材料を用いどのような製造工程を経た产品であれば、相手国の原産品というのかという基準のことを「原産地基準」と呼びます。**

また、相手国から輸入される产品（上記の例では、スイスから輸入される瓶詰めワイン）のうち原産地基準を満たす相手国の原産品のみにEPA税率が適用されるので、輸入国税関において、その产品が相手国の原産品であることを確認することが必要になります。そうしないと、全く関係のない第三国の产品が、相手国をただ経由して輸入された場合についてもEPA税率が適用されるおそれもあります。**原産品であることを税関で確認できるよう証明する制度を「原産地証明制度」と呼びます。**

さらにEPAにおいては、相手国から日本までの輸送についても、直送等の一定の場合に限ることとしており、この基準を「積送基準」と呼んでいます。

「原産地基準」と「積送基準」に、「原産地証明制度」を含む「手続的規定」を合わせて、このパンフレットでは、原産地規則と呼んでいます。



2. 原産地基準

原産地基準は原産地規則の核心部分です。このため、原産地基準のことを原産地規則と呼んでいる場合もあります。どのような原料を用いて、どのような製造工程を経ればその国の原産品となるかについては、各国でそれぞれの考え方があり、置かれている状況も異なることから、交渉の中で決められます。このため、同じ品目であってもEPA毎に異なる原産地基準となっている場合もあります。ここでは、我が国のEPAにおける原産地基準の基礎的な考え方を説明します。

さて、生産された产品といつても色々な種類があります。野菜、果物、家畜のように、EPA相手国で育ち、得られるような物もあれば、第三国で生産された材料を使用し、EPA相手国で製造工程を経て完成品となる物もあります。この中で、どのようなものが相手国の原産品となるのでしょうか。

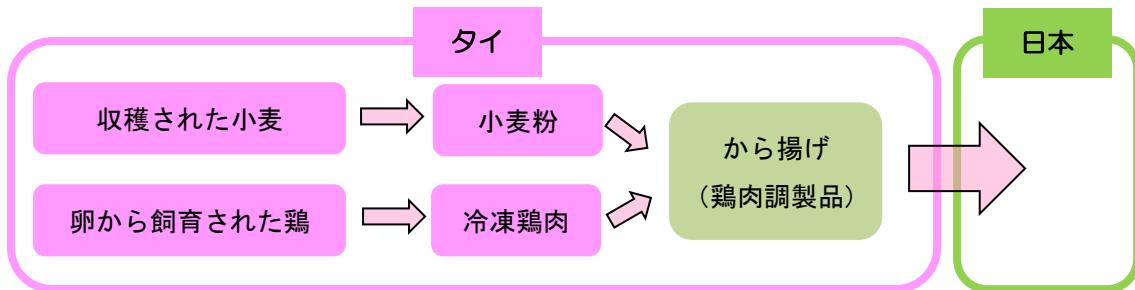
(1) 完全生産品

野菜、果物、家畜のように、EPA相手国で生産がすべて完結するような产品的場合には、その国の原産品であることには疑問がないと考えられます。これを「完全生産品」と呼びます。

☞タイとのEPAでの完全生産品の例（一部抜粋）

- ① 生きている動物であって、タイにおいて生まれ、かつ、成育されたもの（例：タイで生まれ、育った牛）
- ② タイで生きている動物から得られる产品（例：タイで得られた牛乳）
- ③ タイで収穫等された植物（例：タイで収穫された米）
- ④ タイで採掘された地下資源（例：タイで採掘された亜鉛鉱）
- ⑤ 完全生産品のみから生産された产品

具体的な例をみてみましょう。タイで生産される鶏肉のから揚げを考えます。簡単にするために材料は、鶏肉と小麦粉だけとします。



この例の場合には、小麦はタイで収穫されたものですから、上記③に該当し、完全生産品となり、その小麦から生産された小麦粉も上記⑤により完全生産品となります。また、鶏はタイで卵から飼育されたものですから、上記①に該当し、完全生産品となり、その鶏から生産された冷凍鶏肉も上記⑤により完全生産品となります。したがって、最終的な製品であるから揚げは、その材料（小麦粉、冷凍鶏肉）が全て完全生産品ですので、上記⑤により完全生産品となり、EPAの規定によるタイの原産品となります。

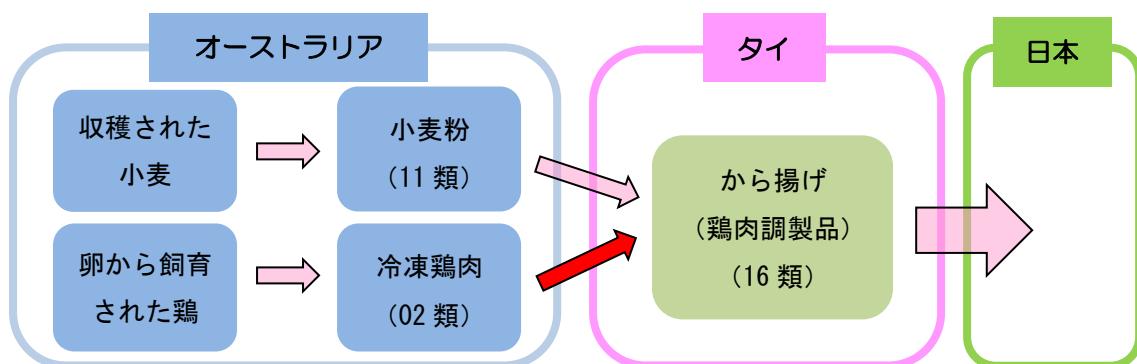
(2) 実質的変更基準を満たす產品

一方、第三国で生産された產品など、EPA相手国の原產品でない產品（「非原產品」と呼びます）を材料として生産を行う場合もあります。EPAにおいては、製品が元の材料から大きく変化しているなら、EPA相手国を原産地とする新しい製品が生まれたと考えています。この大きな変化を「実質的変更」と、実質的変更があったと判断する具体的な基準を「実質的変更基準」と呼んでいます。実質的変更基準は、品目毎に異なるため、「品目別規則」としてまとめられ、EPAの附属書等になっています。

我が国の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、品目毎に以下のいずれかの考え方、あるいは、その組み合わせを採用しています。

- ① 非原產品である材料の関税分類番号と、その材料からEPA相手国で生産された製品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとする考え方を「関税分類変更基準」と呼んでいます。これは、関税分類番号が国際的な体系に基づいて決められており、品物として異なるほど、関税分類番号も大きく異なってくることを利用したものです。我が国のEPAにおいて一番多く採用されています。
- ② EPA相手国での生産により、金銭的な価値が付加されます。この付加価値が基準値以上の場合に実質的変更が行われたとする考え方を「付加価値基準」と呼びます。我が国のEPAにおいては、主に機械などで関税分類変更基準と併用して採用されています。
- ③ 非原產品である材料に対して、EPA相手国で、特定の加工工程が施されれば実質的変更が行われたとする考え方を加工工程基準と呼びます。我が国のEPAにおいては、主に化学品などに関税分類変更基準、付加価値基準と併用して採用されています。

では、例として、再び、タイで生産される鶏肉のから揚げを考えます。国際的な体系による関税分類番号は、から揚げのような鶏肉調製品が1602.32、鶏肉（分割されていない冷凍のもの）は0207.12、小麦粉は1101.00になります。

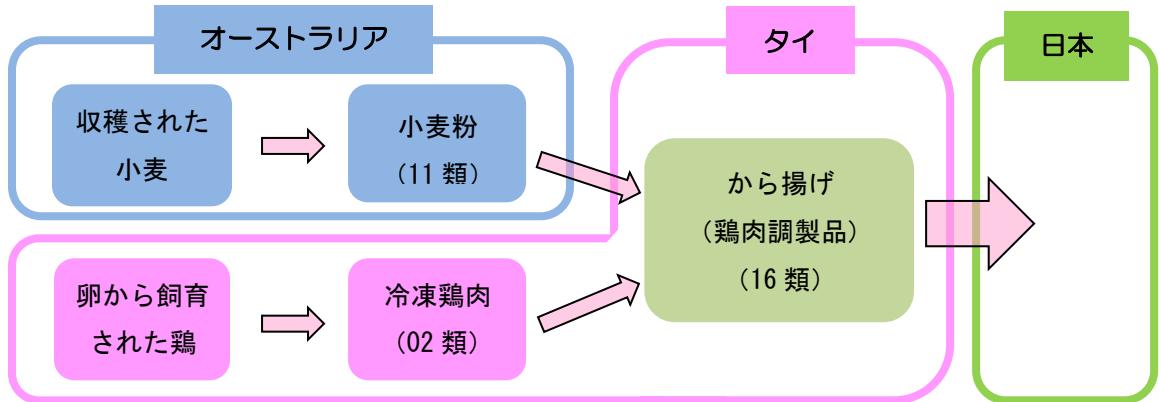


この例のように、タイを原産地としない產品（非原產品）を材料として使用する場合には、実質的変更がタイで行われる必要があります。タイとのEPAの規定を見ると、関税分類番号が1602.32の品物についての実質的変更基準は、「他の類の材料からの変更（第1類又は第2類の材料からの変更を除く。）」となっています。

関税分類番号の最初の2桁のことを「類」と呼びます。この場合、製品であるから揚げは第16類となります。材料である小麦粉は第11類、冷凍鶏肉は第2類となります。小麦粉からから揚げの生産は第11類から第16類への変更となり、基準を満たしているのですが、冷凍鶏肉からから揚げの生産は第2類から第16類へ

の変更となり、基準を満たしていないことが分かります。したがって、製品であるから揚げは、EPAの規定によるタイの原産品ではないことになります。

また、以下の例のように、タイを原産地としない产品（非原産品）を材料の一部として使用する場合を考えます。



このような場合には、非原産品の材料についてのみ、実質変更基準を満たせばよく、原産品の材料は実質的変更基準を満たす必要はありません。この例では、非原産品の材料は、小麦粉のみですので、小麦粉（第11類）からから揚げ（第16類）への変更が、EPAのから揚げについての実質的変更基準である「他の類の材料からの変更（第1類又は第2類の材料からの変更を除く。）」を満たしていればよいのです。したがって、この例では、製品であるから揚げは、EPAの規定によるタイを原産地とする原産品となります。

（3）原産材料のみから生産された产品

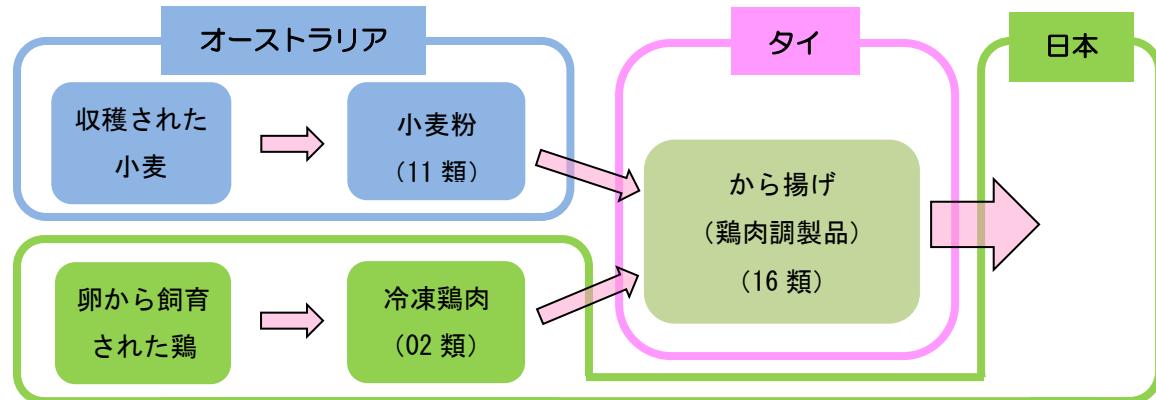
原産品である材料のみから生産された产品についても、原産品とされています。

(4) 原産品の範囲を広げる規定（累積、僅少の非原産材料）

基本的に(1)～(3)のいずれかに該当する产品を原産品としているのですが、原産品の範囲を広げるための、二つの規定があります。

★累積

では、例として、再度、タイで生産される鶏肉のから揚げを考えます。



日本で生産された冷凍鶏肉は、EPAの規定によるタイの原産品ではないので、非原産品の材料となり、から揚げ(1602.32)についてのEPAの実質的変更基準である「他の類の材料からの変更(第1類又は第2類の材料からの変更を除く。)」を満たさないことが分かります。このままでは、製品であるから揚げは非原産品として、EPA税率の対象にならないことになるのですが、EPAには、日本の原産品の材料は、相手国の原産品の材料として扱うという規定があります。この規定のことを「累積」と呼びます。この例では、累積の規定の適用によって、日本の原産品である材料の冷凍鶏肉は、タイの原産品として扱うことになり、製品であるから揚げは原産品となります。

累積の規定を利用することで、結果として原産品の範囲が広がることになります。

(参考) 世界のFTA（自由貿易協定：EPAの関税撤廃・引下げ部分のみの協定）の中には、さらに累積の範囲を拡大させたものもあります。(A、B、C三カ国がA-B、B-C、C-AのFTAを締結している場合に、三カ国での生産をカバーするような規定を導入する等)

★僅少の非原産材料（デミニミス、デミニマス）

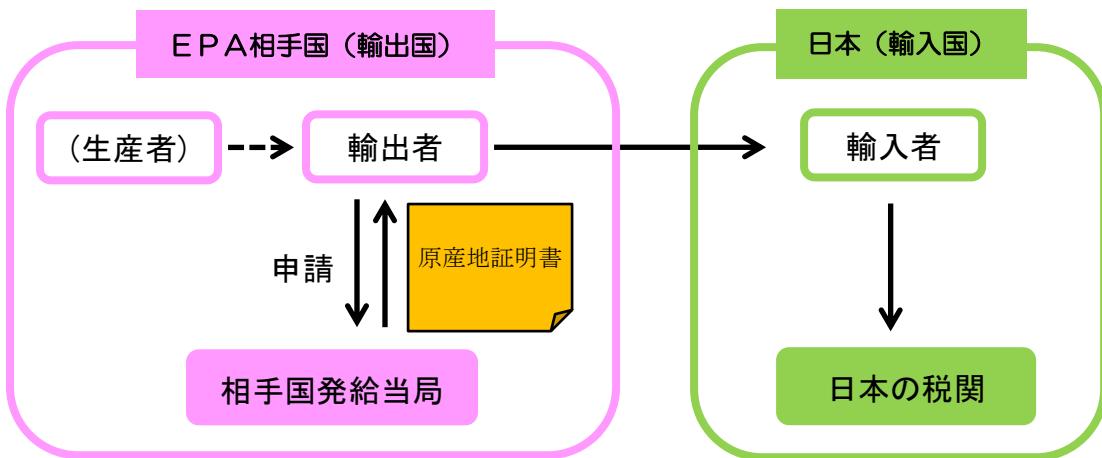
第三国で生産された产品といった非原産品が関税分類変更基準や加工工程基準を満たさない場合でも、その使用量が僅かである場合には、生産された产品を原産品として認める規定のことを「僅少の非原産材料」と呼んでいます。この規定の有無やどの程度まで認めるかは、EPA毎、品目毎に異なっています。

3. 原産地証明制度

輸入される貨物が原産地基準を満たす原産品であることを税関に証明していただく方法として、我が国のEPAでは、「第三者証明制度」と「認定輸出者による自己証明制度」が行われています。また、輸入国税関として、相手国発給当局に検証（原産品であるか否かの確認）を依頼できる、あるいは、相手国を訪問し、その検証に同行することができるという規定がいずれのEPAにも存在しています。

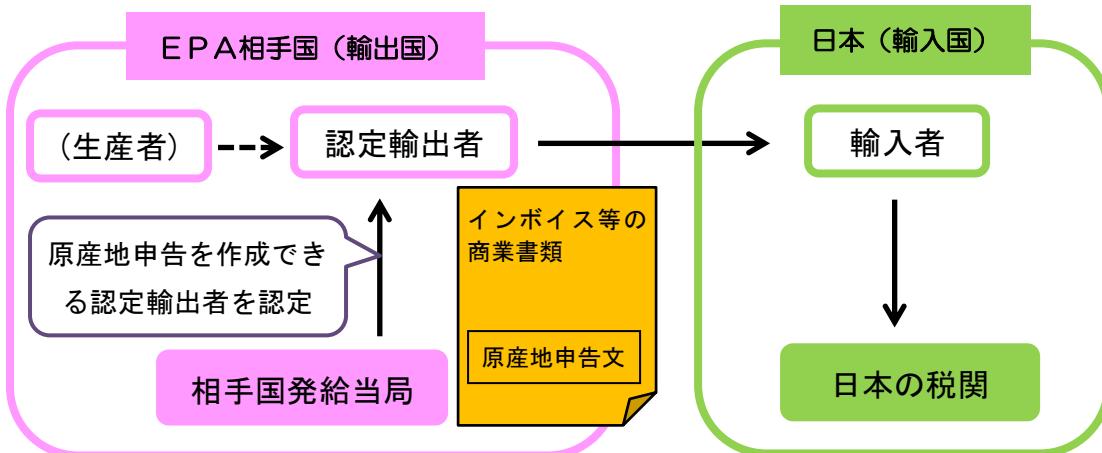
(1) 第三者証明制度

輸出者が輸出国発給当局（あるいはその指定機関）に申請して、原産地証明書を取得して、それを輸入者に送付、そして、輸入者が輸入国税関にその原産地証明書を提出することで、原産品であることを証明する制度です。我が国の全てのEPAで採用されています。なお、輸出者と生産者が異なる場合などは、生産者から原産地基準を満たすかの情報を得るなどして申請することになります。



(2) 認定輸出者による自己証明制度

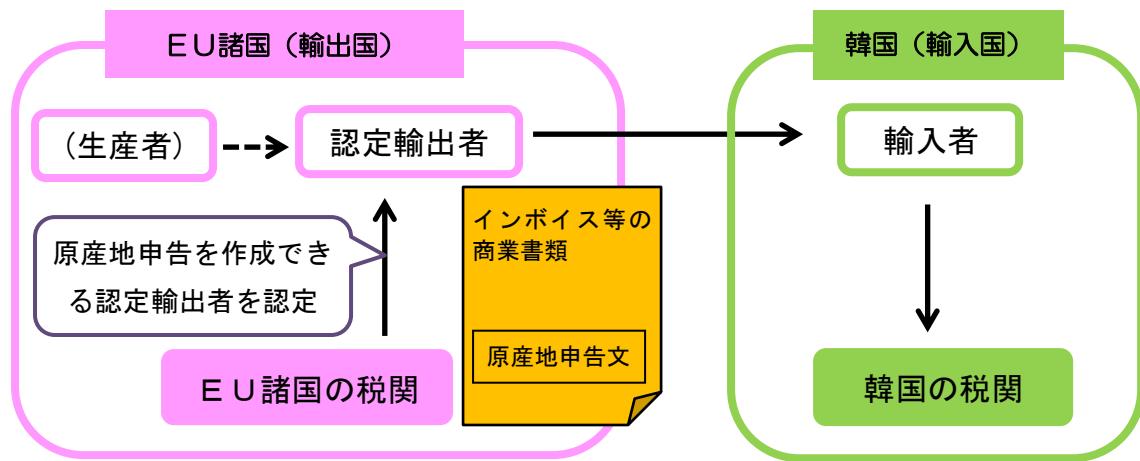
輸出国発給当局が認定した輸出者が、インボイス等の商業書類に特定の原産地申告文を記載することで作成した原産地申告を輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度です。我が国のEPAのうち、スイス、ペルー、メキシコとのEPAで、上記の第三者証明制度と併用して採用されています。なお、原産地証明書、原産地申告文のいずれを提出しても、原産品であることの証明としては、税関では同様に扱うことになります



(参考) 外国の原産地証明制度の例

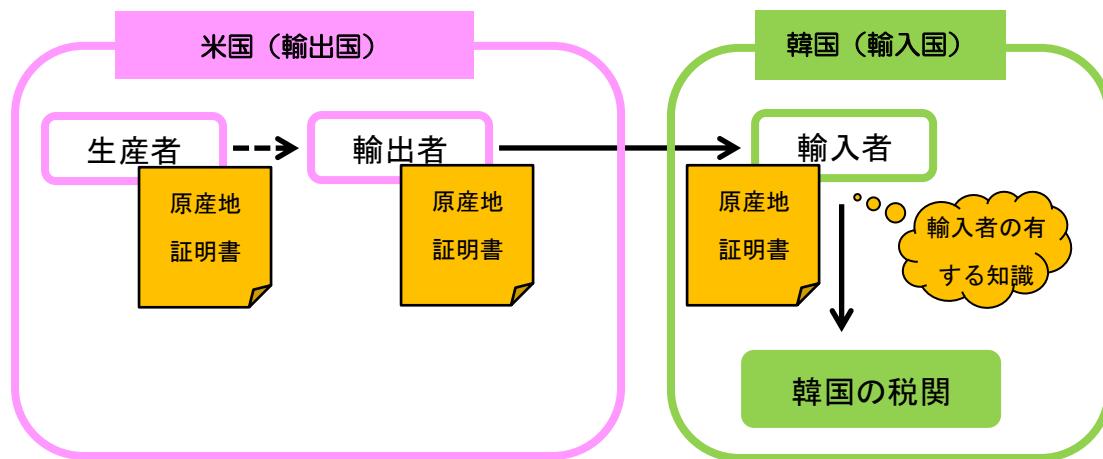
(例 1) 韓EU自由貿易協定の原産地証明制度

認定輸出者による自己証明制度を原則（小額なものは認定輸出者以外の輸出者も含めての自己証明）とし、第三者証明制度を採用していません。



(例 2) 韓米自由貿易協定の原産地証明制度

輸入者、輸出者または生産者のいずれかが作成した原産地証明書、または、輸入者の有する知識により、輸入者が輸入国税関に証明する制度です。輸出国政府当局の直接の関与はないので、輸入国の税関が検証の依頼をする仕組みはなく、税関が自分で行うことになります。



4. 税関での手続き

EPA税率を適用した輸入申告については、課税価格の総額が20万円を超える場合には、原産地証明書（原産地申告を含む）の税関への提出が必要になります。（詳しくは、最後に記載した問い合わせ先にご相談ください。）

また、税関では、文書による事前教示を行っています。

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地等を文書で照会し、回答を文書で受けることができる制度で、

- 事前に経済連携協定に基づく税率や一般特恵税率の適用が可能か、予め知ることができます。
- 原産地の認定がスムーズに行われる。
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し3年間尊重される。

などのメリットがあります。



※分類（税番）、関税率、課税価格の算出方法についても行っています。

- ・原産地に関する事前教示制度の詳細
→ <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h>
- ・原産地証明書等の記載事項
→ <http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>
- ・原産地関係各種資料
→ http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gensanchi.htm

原産地規則に関するご質問や原産地に係る事前教示照会については、各税関原産地調査官にご相談下さい。

函館税関業務部原産地調査官：0138-40-4256

東京税関業務部原産地調査官：03-3599-6527

横浜税関業務部原産地調査官：045-212-6174

名古屋税関業務部原産地調査官：052-654-4205

大阪税関業務部原産地調査官：06-6576-3196

神戸税関業務部原産地調査官：078-333-3097

門司税関業務部原産地調査官：050-3530-8369

長崎税関業務部原産地調査官：095-828-8665

沖縄地区税関原産地調査官：098-862-8692